

令和5年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像について

- ・ 独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)における令和5年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数(少額随意契約の基準金額以下の調達を除く。)は39件、契約金額は1,863百万円であり、うち競争性のない随意契約は13件、契約金額は69百万円であった。
- ・ 令和4年度と比較して、全体の金額が増加しているのは、令和6年度から開始される第5期中期計画期間に向けた大規模なシステム等の調達があったことが主な要因である。
- ・ 令和4年度と比較して、競争性のない随意契約の件数及び金額が増加しているのは、新規業務の開始に伴うレイアウト変更が行われ、それに付随する調達が多くあったことが主な要因である。

表1 令和5年度の調達全体像

(単位: 件、百万円)

	令和4年度		令和5年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(64.3%) 27	(38.1%) 199	(56.4%) 22	(89.6%) 1,669	(△18.5%) △5	(738.7%) 1,470
企画競争・公募	(9.5%) 4	(51.0%) 266	(10.3%) 4	(6.7%) 125	(0%) 0	(△53.0%) △141
競争性のある契約(小計)	(73.8%) 31	(89.1%) 465	(66.7%) 26	(96.3%) 1,794	(△16.1%) △5	(285.8%) 1,329
競争性のない随意契約	(26.2%) 11	(10.9%) 57	(33.3%) 13	(3.7%) 69	(18.2%) 2	(21.1%) 12
合 計	(100.0%) 42	(100.0%) 522	(100.0%) 39	(100.0%) 1,863	(△7.1%) △3	(256.9%) 1,341

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

(注3) 少額随意契約の基準金額以下の調達を除く。

(2) 一者応札・応募の状況について

機構における令和5年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、競争性のある契約のうち、一者応札・応募は6件、契約金額は135百万円であった。

なお、令和4年度と比較して、金額が増加しているのは、令和6年度から開始される第5期中期計画期間に向けた大規模なシステム等の調達の一部が影響したことが主な要因である。

表2 令和5年度の一者応札・応募状況

(単位: 件、百万円)

		令和4年度	令和5年度	比較増△減
2者以上	件数	26(83.9%)	20(76.9%)	△6(△23.1%)
	金額	394(84.7%)	1,659(92.5%)	1,265(321.1%)
1者	件数	5(16.1%)	6(23.1%)	1(20%)
	金額	71(15.3%)	135(7.5%)	64(90.1%)
合 計	件数	31(100.0%)	26(100.0%)	△5(△16.1%)
	金額	465(100.0%)	1,794(100.0%)	1,329(285.8%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争及び公募)を行った計数である。

(注3) 各年度の()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

一者応札・応募に関する改善

調達における競争性及び透明性を維持するため、以下の取組みを実施した。【実施割合:100%】

- ① 公告から入札までの期間について10営業日以上を確保した。
- ② 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。
- ③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図った。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

令和5年度に締結した随意契約13件については、契約手続審査委員会において、事前に審査を行い、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。

【契約手続審査委員会による審査の件数:13件(全件)】

(2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組み

機構職員に対し契約事務研修を実施し、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めた。新たに採用された機構職員に対しても、契約事務に関する研修機会を設けた。また、環境省から講師を招き、国の会計制度・契約制度等に関する研修を実施した。

【実施結果:国の会計制度・契約制度等に関する研修(令和5年7月)、電子帳簿保存法への対応に係る説明会(令和5年12月)】

4. その他の調達事務における取組み

(1) 入札参加機会拡大のための取組み

令和5年度においては、入札参加機会拡大への対応として①・②の取組みを実施した。

- ① 引き続き環境省ホームページの入札等情報に機構の調達情報のリンクを掲載していただくとともに、機構ホームページに入札公告や発注見通しを掲載した都度機構のトップページに新着情報として表示し、入札参加機会の拡大を図った。
- ② 発注入札関係アンケートを機構ホームページに掲載し、調達情報の入手経路や入札参加状況を把握し、入札参加機会の拡大に努めた。

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応

令和5年度においては、ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応として、調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で、総合評価落札方式及び企画競争(10件(全件))の評価加点項目として設定した。

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変

更となった以降も、次のDXをはじめとする非対面による対応を継続した。

- ① 一般競争入札等における入札書の郵送による受付
- ② 入札説明書等資料のメール送信による交付
- ③ 入札説明会のほか提案書等に係るヒアリングの開催を必要に応じてオンラインにより実施

5. 自己評価の実施

令和5年度調達等合理化計画の実施状況は、上記1～4に記載のとおりであり、契約に係る競争の推進と調達に関するガバナンスの徹底について、所期の目標を達成したことから、自己評価は「B」とした。

6. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会により、調達等合理化に取り組んだ。

また、契約手続審査委員会に令和5年度計画の実績及び自己評価(案)を報告した。

総括責任者
メンバー

財務部担当理事
総務部長、財務部長

(2) 契約監視委員会による審査

令和6年5月21日に契約監視委員会を開催し、新規の競争性のない随意契約、一者応札・応募案件及び令和5年度計画の実績等について、点検・評価を受けた。

以上